

1993年以前に刊行した「気象研究ノート」に関する 著作権の学会への委譲についてのお願い

2013年3月18日 日本気象学会理事会

「気象研究ノート」は気象学諸分野の総合報告や研究上の諸問題を論じた論文等を収めた日本気象学会(以下、「学会」)の刊行物です。現在までに227号を数える「気象研究ノート」の刊行は昭和25年に始まっており、気象学の発展の歴史を知る上でも大変貴重な資料となっています。しかし、年月とともに絶版となる号が増え、またたとえ保管されていてもその紙質が劣化するなど、利用上の困難が増しつつあります。このため、気象学会はこの貴重な資料を消失させないために「気象研究ノート」を電子媒体化し、広く会員の皆様に利用していただくことを企図しています。

この企図の実現に向けては、「気象研究ノート」に収められた全ての著作物の著作権を学会が有する必要があります。しかしながら、1993年以前に刊行された1～181号については著作権に関する明確な記述がなく、これらの号に収められた全ての著作物の著作権は未だその著者に帰属しています。

本来ならば、全ての著者お一人ずつにこの事業の目的を説明し、著作物の電子媒体化とその公開についての許諾をいただくべきところではありますが、その実現には多大な労力と時間を要することが予想され現実的にはほとんど不可能です。刊行後20年以上経過した号の購読や閲覧などが困難な現状を考えれば、多くの会員のためにも電子媒体による公開ができるだけ速やかに実現される必要があります。

そこで、1993年以前に刊行された「気象研究ノート」(1～181号)に収められた全ての論文等の著作権が学会に委譲されることを、機関誌「天気」誌上や学会ホームページで一定期間にわたり広報・周知することで、各著者から著作権委譲の了解が得られたものと解釈させていただくこととしました。ただし、ご自身の著作物の電子媒体化・公開を希望されない場合には、その旨2013年12月末日までに学会事務局にお申し出いただければ、その対象から除外いたします。同日

までにそうしたお申し出がない全ての著作物については、その時点でその著作権が学会に自動的に委譲されることとなります。なお、同様な周知手続きは、以前「天気」の電子媒体化とその公開を行なった際にも執られていたことを申し添えます。

「気象研究ノート」の電子媒体化と公開の事業は、多くの会員の研究・教育の便宜を図るのみならず、文化史的にも有意義なものです。著者と会員の皆様からのご理解とご協力を是非ともお願いいたします。本件について、ご質問、ご意見、あるいはご異議がある場合には、学会事務局宛に遠慮なくお申し出ください。なお、公開の方法と時期については、後日決まり次第お知らせします。

[参考]

気象研究ノートの著作権の扱いに関しては、1994年(182号)から気象研究ノートの奥付に次の様に記載し、公開しています。

- (1) 気象研究ノートに掲載された論文等の著作権は日本気象学会に帰属する。
- (2) 気象研究ノートに掲載された論文等の全部または一部を他の出版物に転載、翻訳、あるいはその他の利用をする場合には、文書による日本気象学会の利用承諾を得たうえで、出所明示(出典を明らかにする)して利用しなければならない。
- (3) 利用者による学説の展開、および気象学の教育または普及に関する著作の中で、気象研究ノートに掲載された論文の一部を出所明示の上で引用する場合には、前項の規定に関わらず、利用許諾書の申請は不要とする。

また、「天気」の電子媒体化とその公開を行なった際の会員向け周知については、「天気」第53巻4号(2006年) p.292を参照してください。